

# 令和6年 10月分(12月支給)から 児童手当制度が変わります。

## ●変更内容

		改正前 令和6年9月分(10月支給)まで		改正後 令和6年10月分(12月支給)から	
児童手当	0~2歳	1万5千円		1万5千円	第3子以降 3万円
	3歳~小学校終了前	1万円	第3子以降 1万5千円	1万円	
	中学生	1万円		1万円	
	高校生年代	なし		1万円	
	特例給付	5千円		撤廃	
所得制限		あり		なし	
加算の算定対象		18歳到達後の最初の年度末まで		22歳到達後の最初の年度末まで	
支給回数(支給月)		年3回(2月・6月・12月)		年6回(偶数月)	

### 申請が必要な方

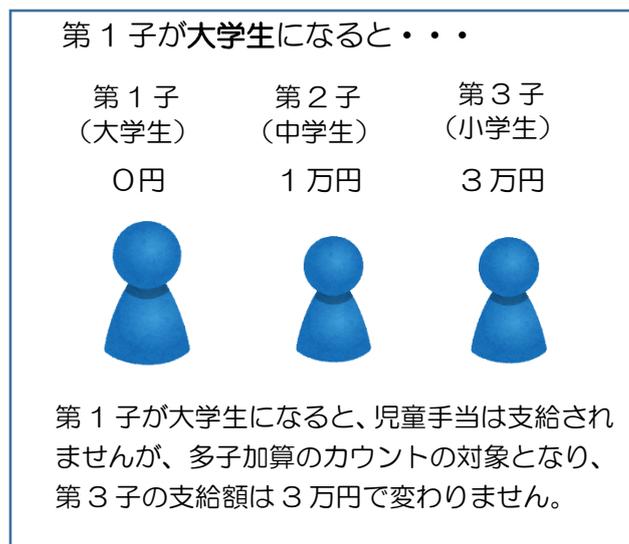
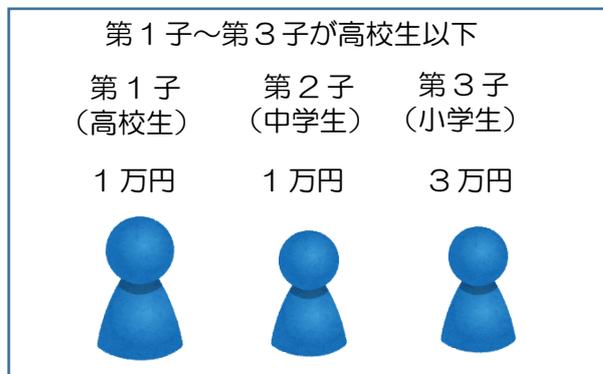
#### ●新たに対象となる方

- ① 所得制限により児童手当が支給されていない方
- ② 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方

### ●改正後の多子加算について

(3人以上きょうだいがいる場合)

3人きょうだいの場合(例)



### 申請が不要な方

#### ●手当額が増額となる方

- ① すでに支給されている方で高校生年代の児童を養育している方
- ② 特例給付(5千円)の方
- ③ 18歳年度末以降22歳年度末までの児童を養育している方(対象児童が2人以上の場合)  
※③に該当する方は、確認書を提出いただく場合がございます。

#### ●制度改正後も支給額が変わらない方

以下①~③のすべてを満たしている方

- ① 所得制限内で児童手当を受給している
- ② 中学生以下の児童のみがいる
- ③ 第3子以降の加算を受けていない  
(対象児童が2人以下の場合)